

発議第2号

別紙のとおり道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置に関する意見書を提出するものとする。

平成29年9月26日提出

発議者 三島市議会全議員

道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置に関する意見書（案）

道路は、市民の安全・安心な暮らし、地域経済の活性化や持続的な成長を支えるとともに、災害時には緊急輸送路として機能するなど、市民生活に欠くことのできない重要な社会基盤である。

しかしながら、市内の道路事情を見れば、都市計画道路などの主要幹線道路の整備が計画どおりに進まず、狭隘な生活道路に通過交通が混在するなど、十分な道路網が構築されているとは言い難く、主要生活道路などの整備を一層推進する必要がある。加えて、急速に進む道路施設の老朽化への対策も着実に実施しなければならない状況にある。

現在、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路や市町村道の交付金事業の補助率等が嵩上げされているが、この措置は平成29年度までの時限措置となっている。

地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に補助率が低減するとなれば、地方の財政負担が増加し、地方自治体にとっては死活問題となるだけでなく、道路整備の推進に加え、老朽化対策にも大きな影響が及ぶこととなる。

よって、国においては、道路整備を引き続き推進するため、長期的かつ安定的な道路関係予算の総額確保はもとより、道路財特法の規定による補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続するとともに、地方創生に資する必要な道路整備の推進が図れるよう、更なる拡充等の措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月26日

三 島 市 議 会

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
財 務 大 臣 様
国 土 交 通 大 臣 様